

東根市宅配ボックス設置支援事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 市長は、宅配ボックスの普及を促進することにより、トラック等による荷物の再配達を減少させ、地球温暖化の防止に寄与することを目的として、宅配ボックスを設置する市民に対して、東根市補助金交付規則（昭和31年規則第2号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、「宅配ボックス」とは、宅配物等を受領するために個人が設置する収納容器で、収納した宅配物等が外部から完全に見えない構造であり、かつ、固定するなど宅配物等を安全に保管し、正当な受取人のみを受領できる機能を有しているものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する個人とする。

- (1) 本市に住所を有し、又は有することとなる者
- (2) 市税を滞納していない者
- (3) 宅配ボックスを補助対象者の住所と同一の敷地内に設置した者
- (4) 宅配ボックスを設置する住所と同一の敷地内に居住していること又は居住する見込みであること
- (5) 宅配ボックスの設置について、本市の他の補助金の交付を受けていない者

(補助対象設備)

第4条 補助金の交付の対象となる宅配ボックスは、次の各号のいずれにも該当するものとし、1世帯につき1台に限る。

- (1) 運送業者が宅配物等を収納することができるもの
- (2) 盗難防止のため、容易に移動することができないよう固定されているもの
- (3) 収納部分（折り畳み式の場合は、使用時の収納部分）の内寸の合計が80センチメートル以上であるもの
- (4) 未使用の新品であるもの

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、宅配ボッ

クスの本体価格及び設置工事費（固定具等の費用、消費税額を含む。）とし、販売店や決済代行業者等のポイントやクーポン等を利用した場合は、値引き後の金額とする。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1の額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、2万円を上限とする。

（補助金の交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、東根市宅配ボックス設置支援事業費補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に次の書類を添えて、宅配ボックスを購入した日の属する年度の3月末日までに市長に提出しなければならない。

- （1） 補助対象経費を支払ったことを確認することができる書類
- （2） 宅配ボックスの形状、規格、構造等が確認できるカタログ又は仕様書等の写し
- （3） 宅配ボックスの設置状況等が分かる写真
- （4） その他市長が必要と認める書類

（交付決定の通知）

第8条 市長は、前条の規定による申請書兼実績報告書の提出を受けたときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査を行い、適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、東根市宅配ボックス設置支援事業費補助金交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知する。

（補助金の請求）

第9条 前条の規定により交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助金の交付に係る請求書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

（処分の制限）

第10条 交付決定者は、補助対象設備の取得財産処分制限期間内に当該補助対象設備を補助金の目的に反して、使用し、譲渡し、交換し、貸し付けし、又は担保に供するときは、市長の承認を得なければならない。

2 補助対象設備の取得財産処分制限期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める期間とする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 天災による破損等、自己の責めに帰すべき事由以外の事由により当該補助対象設備を処分するとき。

(2) 初期不良又は故障により当該補助対象設備を買換え又は処分するとき。

(3) その他市長が適当であると認めたとき。

(帳簿の保管)

第11条 交付決定者は、補助事業等に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を備え、補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない

(状況調査)

第12条 市長は、補助金を交付した年度の翌年度から起算して5年間、交付決定者に対し、必要な調査等を求めることができる。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。